

# 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年3月26日策定  
令和元年11月1日改訂  
宮崎県農政水産部農業経営支援課

## 1 宮崎県の農業の現況及び展開について

本県は、温暖多照の気象条件や平坦地から山間高冷地までの恵まれた立地条件等を活かし、畜産や施設園芸等を中心とした集約的農業が展開されている。また、野菜や畜産物の多くの品目は、全国有数の生産量を誇り、我が国の食料供給地域の一翼を担うとともに、本県の基幹産業として地域経済の発展にも寄与している。

しかし、「昭和一桁世代」の農業者のリタイアが進む中、担い手の減少や高齢化、労働力不足等の生産構造の脆弱化とともに、集落機能の低下が懸念されている。

今後、本県農業を新たな成長産業へと転換するためには、人・農地プランの実質化を図る中で、将来の地域農業を支える担い手や守るべき農地を明確にし、農地や施設等を確実に承継・集積することにより、農業資源のフル活用を図り、効率的かつ収益性の高い経営体を育成する必要がある。

## 2 本県における農地施策の取組方針について

農業生産の最も基礎的な資源である農地については、市町村、農業委員会をはじめ地域の農業協同組合、町公社等の関係機関及び、県、宮崎県農地中間管理機構(以下、「県機構」という。)を担う公益社団法人宮崎県農業振興公社、一般社団法人宮崎県農業会議(以下、「県農業会議」という。)等の県域の関係機関が連携の上、農地中間管理事業を最優先に活用しながら、担い手への農地集積・集約化を推進する。

また、耕地利用率の向上により農地のフル活用を図り、儲かる農業を実現するため、水田農業では、需要に応じた米生産に加え、新規需要米(飼料用米・WCS用稲)、焼酎原料用米、園芸作物等の高収益作物といった水田作物のベストミックスの普及を農地整備事業も活用しながら推進するとともに、畑地かんがい施設を活用した加工・業務用野菜の生産拡大、露地作物・施設園芸・畜産等の農地の利用目的に応じたゾーニングの展開等により、担い手等による農用地利用の効率化及び高度化を促進する。

## 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理事業は、担い手が農地をまとまった形で効率良く利用できるようにするための手段であり、県機構は農地の出し手と受け手の中間的な受け皿としての役割を果たし、関係機関と一体となって担い手の農地利用の集積・集約化を推進する。
- (2) 担い手への農地集積・集約化に当たっては、人・農地プランの取組を核とし、行政、県機構、農業委員会、県農業会議、JA系統等の関係機関がしっかりと連携を図る。
- (3) 人と農地の問題は一体的に解決する必要があることから、多様な担い手の確保・育成、生産振興対策、農地整備等の関連施策と合わせて農地中間管理事業を推進する。
- (4) 毎年度の宮崎県農地中間管理事業の取組方針は、宮崎県農地中間管理事業運営本部会議で策定する。

#### 4 効率的かつ安定的な農業経営を営むものが利用する農用地の面積の目標

	平成25年度	平成30年度	令和5年度 (目標)
耕地面積 (①)	68,500 h a	66,400 h a	* <sup>1</sup> 64,400 h a
うち担い手の利用面積 (②)	30,633 h a	32,344 h a	51,520 h a
認定農業者	8,487 経営体	7,780 経営体	* <sup>3</sup> 8,100 経営体
うち個人	7,856 経営体	6,996 経営体	* <sup>3</sup> 7,600 経営体
うち法人	631 経営体	784 経営体	* <sup>3</sup> 500 経営体
認定新規就農者	32 経営体	315 経営体	* <sup>3</sup> 50 経営体
基本構想水準達成者	111 経営体	910 経営体	認定農業者へ誘導
集落営農	126 組織	138 組織	* <sup>3</sup> 170 組織
担い手集積率* <sup>2</sup> (②/①)	45 %	49 %	80 %

※1 これまでの国の調査結果の傾向に合わせて算出。

※2 担い手集積率は、国の定義と合わせ、耕地面積のうち担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織)が利用する面積の割合(%)とする。

※3 第七次県農業・農村振興長期計画の目標数値を記載。今後、第八次長期計画の目標値等を踏まえ、必要な修正を行う。

#### 5 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	平成25年度	平成30年度	令和5年度 (目標)
担い手が利用する団地等の平均面積* <sup>1</sup>	—	—	2～3倍程度
遊休農地面積* <sup>2</sup>	2,242 h a	1,280 h a	— h a
うち1号遊休農地	1,554 h a	1,272 h a	— h a
うち2号遊休農地	688 h a	8 h a	— h a
耕地利用率* <sup>3</sup>	107.6 %	105.7 %	124.1 %

※1 今後、国による集約化の定義や集積・集約化によるコスト低減効果等の分析結果が判明した後に目標等を見直す。

※2 国が公表する遊休農地面積を記載。なお、目標値は、県農業・農村振興長期計画等に定めていないため省く。

※3 目標値は第七次県農業・農村振興長期計画の目標年値となっており、今後、第八次長期計画の目標値等を踏まえ、必要な修正を行う。

## 6 農地中間管理事業の実施方法

### (1) 関係機関の連携及び推進体制の整備

- ・ 県段階に、県、県機構、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会、県農業再生協議会等の関係機関で構成する「宮崎県農地中間管理事業運営本部会議」を設置し、他の協議会等と部門横断的に連携の上、事業を推進する。
- ・ 地域段階に、市町村、農業委員会、農業協同組合、町公社、県出先機関、県機構等で構成するチーム組織を設け、人・農地プランを中心に、地域の実情に応じながら、農地中間管理事業や関連事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進する。
- ・ 県機構は、市町村等の関係機関と連携し、役割分担を明確にした上で、業務委託を行い、その成果が農地集積に繋がるようにする。
- ・ 県又は県機構は、担い手や地域からの要請に応じて、日本政策金融公庫及び農林漁業成長産業化支援機構と連携及び協力し、事業の円滑な推進に努める。

### (2) 人・農地プランの実質化を核とした事業推進

- ・ 人・農地プランの話合いにおいて、市町村は農地に関する地図を活用し、農業者の年齢構成等の必要な情報を提供する。また、農業委員会は農地所有者の利用意向の提供、農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」という。)の話合いへの出席等の必要な協力を行う。機構は、市町村及び農業委員会等と連携を密にして事業推進を図る。
- ・ 市町村は、話合いを円滑に進めるコーディネーター役として、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県出先機関、県機構の駐在員等と調整し、推進体制を整える。また、プランに定めた担い手等(中心経営体)への農地の集約化に関する将来方針等における県機構の活用意向を確認し、関係機関との情報共有に努める。さらに将来方針の進捗状況を確認し、関係機関と連携しながら、検証を行い、必要な対策を検討する。

### (3) 農業委員、推進委員との連携強化

- ・ 農業委員会は、農業委員や推進委員の戸別訪問等による意向確認結果や出し手と受け手のマッチング状況、地域の話合いで収集した各種情報といった“農地利用の最適化”の取組を農地中間管理事業の活用につなげるため、市町村をはじめ地域段階のチーム組織と連携を図り、情報共有や事業推進に努める。
- ・ 県農業会議は、県機構等と連携し、農地中間管理事業や関連事業に関する農業委員及び推進委員向け研修会を実施するとともに、県内外の優良事例や施策推進の動向等の情報共有に努め、農業委員会の活動を活発化させるよう環境整備を行う。

### (4) 集約化の推進

- ・ 県機構や市町村等の地域の関係機関は、担い手がまとまった形で農地を効率的に利用できるようにするため、農地の再配分(シャッフル)を段階的かつ計画的に進める。
- ・ また、地域の関係機関は、人・農地プラン、農地整備事業、日本型直接支払制度等の話合いの場において農地の集約化の検討を促すほか、地域の実情によっては、担い手同士が耕作地の交換を話し合う場を設ける等の活動を行う。

#### (5) 農地整備事業と農地中間管理事業との連携

- ・ほ場整備や畑かん整備により、担い手が求める耕作条件への改善を図り、機構を活用した農地の集積・集約化を促進する。原則として、農地整備事業の実施地区は、農地中間管理事業の重点実施地区に位置づけ、双方の連携を明確にし、事業推進を図る。
- ・部門を超えて事業を推進するため、県段階に「宮崎県農地中間管理機構関連農地整備事業推進協議会」、地域段階にもチーム組織を設置し、営農構想をしっかりと描き、その実現のために農地整備事業を行う体制で推進する。
- ・県機構は、地域の状況や具体的な連携内容に応じて、県土地改良事業団体連合会や土地改良区と業務委託を行い、事業推進を図る。

#### (6) 生産振興対策や担い手対策との連動

- ・農地集積と基盤整備との連携による産地づくりを強化するため、「宮崎県耕種作物生産拡大推進会議」において、地域における重点品目の選定、作付体系・団地化の推進、生産から加工・販売まで一貫した取組の強化を図り、農地中間管理事業を推進する。
- ・農地集積が進展しにくい果樹産地では、国の改植事業等を活用したモデル的な取組を行い、今後の樹園地における農地の承継、集約化等の取組を進める。
- ・県機構は、就農希望者等への農地あっせんを円滑に行うため、新規就農相談センター、農業経営相談所、県立農業大学校、県農業法人経営者協会、市町村等の窓口から情報を収集し、農地の確保に努める。また、人・農地プランの話合いの結果、今後は担い手が不在又は不足する集落が増えると予想されることから、新たな担い手を呼び込むため、県機構が予め農地を保全管理しておく取組や、農地や施設等の有用な資源を円滑に承継する取組を進める。

#### (7) 所有者不明農地対策制度の活用

- ・市町村、農業委員会等と県機構が連携し、改正農業経営基盤強化促進法等に基づく相続未登記農地や所有者不明農地の活用を図るとともに、制度の普及啓発を実施する。

### 7 農地中間管理事業に関する啓発普及

機構を中心に行政、関係団体等は、テレビや新聞等のマスメディアを活用した広告・PRを行うとともに、パンフレットや動画等を利用し、できるだけ分かりやすく事業の啓発普及に努める。また、関係機関が連携し、人・農地プランをはじめ日本型直接支払制度や土地改良事業等の地域の話合いの場、農業委員・推進委員の戸別訪問等の様々な機会を捉え事業の周知を図る。